

全員協議会会議録

- 1 日 時 令和7年6月17日（火） 12時58分開会 13時34分閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席議員 山本奈央・田村幸紀・只野敏彦・川上 均・中河つる子・鈴木孝寿・
橋本晃明・桜井崇裕・佐藤幸一・西山輝和・中島里司・
深沼達生・議長：山下清美
- 4 事務局 事務局長：大尾 智、次長兼総務係長：宇都宮 学
- 5 説明員 町長：辻 康裕、副町長：西田史明、総務課長：藤田哲也
企画課長：鈴木 聡、同 企画統計係長 青砥大将
- 6 議 件
 - (1) 町長からの申し出事項について
 - ①清水町人口ビジョン・総合戦略における令和6年度実施事業評価について
 - ②条例改正方式の変更について
 - (2) 意見書案の協議について
 - ①国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書（案）
 - ②令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）
 - ③2026年度地方財政の充実・強化に関する意見書（案）
 - ④義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書（案）
 - ⑤道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）
 - ⑥ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）
 - (3) その他
 - ①議員会の事業について
- 7 会 議 録 別紙のとおり

【開会 12:58】

(1) 町長からの申し出事項について

①清水町人口ビジョン・総合戦略における令和6年度実施事業評価について

山下議長：それでは、全員協議会を開会する。初めに、町長からの申し出事項について、町長から挨拶をいただきたいと思います。

町長(辻 康裕)：皆様お疲れ様です。本日の全員協議会は、毎年ご報告をしている清水町人口ビジョン・総合戦略における令和6年度実施事業評価についてと、条例改正方式の変更についての2点についてお話をさせていただく。どうぞ、よろしくお願いします。

山下議長：それでは執行側から説明をお願いします。

企画課長(鈴木 聡)：では、企画課のほうから清水町人口ビジョン総合戦略における令和6年度事業評価についてご説明申し上げたいと思う。第2期清水町人口ビジョン総合戦略については、令和3年度から令和7年度までを計画期間として策定したものである。令和6年度が4年度目の年度となる。今回、令和6年度における各種施策で取り組むべきとした内容について、重要業績評価指標に基づいて施策効果や目標達成の状況などを検証し、内部推進体制として設置している清水町人口減少対策本部会議において内容を取りまとめた。その後、客観的視点で検証していただくため5月29日に総合計画審議会を開催し、ご意見などをいただいたところである。本日は、配付した資料により、前半は令和6年度における清水町の人口移動の状況を説明し、その後第2期人口ビジョン・総合戦略の令和6年度事業評価について担当よりご説明させていただく。できるだけ簡潔に説明するが、少し長い説明となることをご了承いただければと思う。第2期人口ビジョン・総合戦略については、本年度が最終年度となる。今回の事業評価を踏まえて、第3期人口ビジョン・総合戦略の策定を進める予定としている。それでは詳細について担当のほうからご説明させていただく。

企画課企画統計係長(青砥大将)：本日、清水町人口ビジョン・総合戦略における令和6年度実施事業の評価についてということで、資料1から4まで配付させていただいている。資料1として令和6年度清水町人口移動集計表、資料2として清水町人口ビジョン・総合戦略の実施事業評価の資料、それから資料3として第2期清水町人口ビジョン・総合戦略の計画の本体、それから資料4として清水町総合計画審議会の会議結果、こちら5月29日に開催しているものとなっている。それではまず初めに、令和6年度の人口動態について説明させていただくので資料1の方ご覧ください。令和6年度における転入者は444人、それから転出者が465人となっていて、社会増減全体としてはマイナス21人となっている。また、出生数が31人に対して死亡者が157人、自然増減の全体としてはマイナス126人となっており、合計で147人のマイナスとなっている。下の段の表を見ていただくと分かる通り、令和5年度は全体でマイナス158人という数字であったため、令和5年度と比較すると、令和6年度は全体でプラス11人という結果になっている。さらに詳細としては、令和5年度と比較して、社会増減、それから出生数はマイナスとなっているが、死亡者数が34名少ないことから全体としてはプラスの数字となっている。また、令和6年度の転入転出を地域ごとに分析した結果を資料の上段のほうに記載している。十勝管内においては転出超過の傾向が例年続いているが、道内の移動は転入転出とともに、近年はほぼ同数となっていて、北海道外、それから国外については近年はずっと転入超過となっている傾向である。

続いて1枚めくっていただいて、1の①という資料をご覧ください。この資料では、資料1で例年転出超過の傾向が続いているとご説明させていただいた十勝管内での転入それから転出を、単身者、家族世帯、外国人別に記載している。十勝管内からの転入者123人を見ると、単身者が83人、家族世帯が13世帯36人、それから外国人が4人となっていて、転入元としては帯広市と新得町が多く見られている。また、十勝管内への転出者163人を見ると、単身者が123人、家族世帯が14世帯31人、外国人が9人となっていて、十勝管内での転出については、大部分が帯広市と芽室町に転出している。資料の下段の比較表でもわかる通り、本町においては、大きなところで言うと、新得町からは転入超過となっている一方で、帯広市やそれから芽室町へは大きく転出超過の状況となっている。

続いて、1枚めくっていただいて資料1の②をご覧ください。この資料では十勝管内以外の道内の転入転出の状況を記載している。令和6年度については、道内からの転入者123人に対して、道内への転出者が122人となっており、令和5年度はマイナスの数字だったが、令和6年度については、全体で1人ではあるがプラスとなっている。また、資料の下段の比較表の通り、札幌市への転出超過の傾向が、6年度に限らず例年続いている状況となっている。

続いて、1枚めくっていただいて、資料1の③をご覧ください。この資料では、道外への転入転出の詳細を記載している。道外については転入者116人、転出者が115人で1名のプラスとなっていて、東京を中心とした首都圏からの出入りが大部分となっている。近年は、道外から大きく転入超過となっていたが、令和6年度については、転入超過ではあるが、プラス1名という状況になっている。また、転出については、大学の進学や就職による移動が多いと思われ、特に10代と20代の単身者の移動が多くなっている。

続いて1枚めくっていただいて資料1の④をご覧ください。地域別の最後として国外からの転入者と国外への転出者を記載している。国外からの転入については82人、それから転出については65人となっていて17人の転入超過となっており、コロナの影響で停滞していた国外からの転入というものが近年大きく増加傾向にある。同じく資料1の④の中段より記載している年齢構成分析については、転入転出とも10代から34歳までの年代が多い状況となっている。

最後に1枚めくっていただき資料1の⑤をご覧ください。清水地区と御影地区における人口の推移を示した資料となっている。総人口の平成2年から令和2年の総数の30年増減率を見ると、清水地区がマイナス25.86%。御影地区がマイナス14.82%、総数がマイナス23.27%となっている。また、令和3年から令和7年までの年度別の減少率についてもあわせて記載させていただいている。以上で資料1の説明とさせていただきます。

続いて資料2の人口ビジョン・総合戦略の実施評価の説明をさせていただく。例年お話しさせていただいているが、人口ビジョン・総合戦略には取り組むべき4つの基本目標があって、その基本目標の施策ごとに結果を毎年検証させていただいている。本日、資料でお配りしている令和6年度実施事業評価については、全部で56の施策を記載している。実施事業評価の資料については、皆さんに共有させていただいているが、中身について主要なもののみご説明させていただく。まず資料2の1ページ目、一番上のページをご覧ください。こちらに記載がある通り、事業評価については順調、見直しが必要、廃止という3段階で評価させていただいている。昨年までは、この3つに加えて外的要因のため停滞中という評価項目があったが、基本的にはコロナウイルス関連を想定した評価項目であったため削除させていただいている。また、資料に記載しておけばよかったのだが、評価の内訳としては、順調が全部で58件、それから見直しが必要と評価したものが22件、廃止と評価しているものが3件となっている。

それでは中身についてご説明させていただく。まず、資料の5ページご覧ください。資料5ページの担い手対策事業というものについてご説明させていただく。清水町では、現在担い手コーディネーターを設置していて、農業実習生の受け入れや、新規就農による定着を図るための取り組みを行っている。事業内容としては補助金の申請事

務や各種支援、それから農業後継者対策として花嫁対策などを行っている。この施策内容を記載している右側に業績評価ということで、指標を5つ設定しているが、まず農業実習生の受け入れ紹介件数というものについて、個々の農家での受け入れが増えつつあり、ある程度農家さんの需要に対応できていると判断しているため、評価としては順調である。今後については、農業実習生の受け入れは、継続した上で農家さんの相談に対応していきたいと思っている。続いて、今説明したものの下の段、新規就農者数について、年間1名以上の新規就農者を確保する目標となっているが、近年は新規就農実績がないため見直しが必要と評価させていただいている。今後については、関係機関と情報を共有した上で第三者継承などに向けた新規就農希望者とのさらなる連携を図って参る。続いて中段、後継者への紹介人数である。担い手コーディネーターが仲介し女性とのマッチングというものを進めているが、令和6年度については4件ほど問い合わせがあったと聞いているが、プロフィールを受け付ける段階までは行っておらず、実績としてはなかったので見直しが必要と評価させていただいている。今後もこの事業を継続していくとともに結婚相談所の登録費用の助成なども行い、積極的な働きかけを行って参りたいと思っている。続いてその下、女性との交流会参加人数である。令和6年度については4回の広域で実施している交流会には参加しているが、参加者は減少傾向にあるため見直しが必要というふうに評価している。今後については、他自治体での成功事例を参考に、より参加しやすいイベントのあり方について検討しつつ、広域での取り組みを行って参りたいと思う。続いて一番下の段、農業次世代人材投資事業補助金支給者数について。こちらについては、国の間接補助事業となっており、新規就農者は営農計画を策定の上、国が定める所得要件などに基づいた上で、最大5年間受給できる補助金となっているが、もともとの所得が多く、補助要件に該当しない方もいらっしゃるため目標数には至っていないが、評価としては順調としている。今年度についても、国の補助制度を利用した支援を継続していくが、このまま新規就農者が現れなかった場合については、来年度以降は補助の対象者がいなくなるというふうに聞いている。

続いて10ページをご覧ください。令和6年度の10月よりスタートしたLINEを活用した情報発信デジタル化事業である。LINEを活用した情報発信を行うことで、町民の利便性の向上を図るとともに、町外向けコンテンツを作成することで関係人口や交流人口の増加につなげる取り組みを行っている。公式LINEの登録者数のところで、令和6年度末は2,048人となっていて、本日の午前中に調べた段階では2,136人まで増加している。またLINEを利用した通報件数、通報というのは道路の状況や修繕の要望などが主なものとなっているが、それについても一定の成果が出ている。あと一番下段、LINEからの移住相談件数という部分では、現在実装の準備が整っているのでこれから皆さんに周知を行って参りたいと思っている。LINE関係の取り組みについては全体を通し順調に進められているので評価としてはすべて順調というふうに評価させていただいている。

続いて14ページをご覧ください。14ページの子育て移住体験事業（保育園留学事業）である。この事業では、清水町の魅力ある子育て環境を活用した保育園留学を通じて関係人口の創出などを図っている。保育園留学の受け入れ件数については、目標を大きく上回っていて、令和6年度は38件、子どもの人数としては42人の受け入れを行っており、関係人口の創出に大きく寄与している状況となっているため、評価は順調としている。今後についても引き続き保育園留学事業を行い、清水町の子育て環境を生かした関係人口の創出を図っていく。

続いて16ページをご覧ください。16ページの町の子宝ありがとう事業である。先ほどの人口動態でも少し説明させていただいた通り、清水町だけの話ではないが現状、出生数の減少というのが大きな課題となっているので、子育て世帯の経済的負担を軽減するために出産祝い金を支給している。清水町では、段階的に出産祝い金を支給する制度を設けていて、令和6年度は出産のタイミングで31回、それから1歳を迎えたタイミングで26件の祝い金を支給し、経済的負担を一定程度軽減できたと判断しているので評価としては順調としている。今後は、社会情勢などを踏まえて支給額の増額

の検討を行いつつ、増額が出生数に直接繋がっている可能性は低いことなども考慮した上で、出産祝い金そのもののあり方についても今後検討して参りたいと思う。

説明としては最後になるが23ページをご覧ください。23ページの健康推進事業である。町民一人ひとりが自らの健康づくりに関心を持ち、健康意識を高めることで健康寿命を延ばす取り組みを行っている。事業評価としては、検診の受診率こそ少し伸び悩んではいるが、適切な保健指導を行うことで健康寿命の延伸に寄与することができ、数字としても男女ともに目標数値以上の平均自立期間となっているので、評価としては順調と評価している。令和6年度の実施事業評価としては、説明は以上とさせていただくが、先ほど鈴木課長のほうからも説明させていただいた通り、現在の第2期人口ビジョン・総合戦略については、計画期間が今年度末までとなっている。令和8年度以降の次期総合戦略については、総合計画の後期基本計画と一体的に第2期と同じ5年計画で、今年度策定する予定となっている。計画案ができれば改めて皆様にご審議いただければと思うので、よろしくお願いします。以上で、本日の議案の説明とさせていただきます。

山下議長：只今、担当からそれぞれ説明があったところである。特に確認する事項あればお願いしたい。

桜井議員：冒頭、順調と見直しが必要と廃止と、実際に件数を言われましたけれども、廃止になった3つについて、どの部分かを教えていただきたい。

企画課長：まず廃止になったのは20ページである。この子育て支援制度に関するリーフレット、これが作成完了し、すべて配布しきったというところで2件廃止というふうに判断させていただいた。もう1件の廃止については、23ページ。コミュニティバスで、昨年9月末をもってコミュニティバスを廃止させていただいたので、その点について廃止という形になっている。以上3件である。

山下議長：他にあるか。

（「なし」という声あり）

山下議長：それではこの件については終了する。暫時休憩する。

【休憩 13：20（企画課退席）】

【再開 13：20】

②条例改正方式の変更について

山下議長：再開する。条例の改正方式等の変更について説明を求める。

総務課長（藤田哲也）：私のほうから、条例改正方式の変更についてをご説明をさせていただく。条例改正の議案について、議案のつくりを変更したく、今回議員の皆様にご了解を得る上でご説明をするところである。現在、条例改正を行う際は、議案書は〇〇条例の一部改正する条例と題し、改正内容については〇〇〇を×××に改め、〇〇のを削るとか、〇〇の次に一条を加えるというような記載をずっと羅列する。これは改め文方式と一般的に呼ばれているものであるが、この方式を用いて作成をしている。今回の議会においても、条例改正があるのでご承知いただけるものと思う。ただこの改め文方式については、一部改正条例これそのものが、条文構造がちょっと見づらい、複雑になってしまっていてわかりづらいところがあるということ、また改正する条例の新旧対照表を、わかりづらさを補うために別冊の議案説明資料で、これまで議案書に添付するという形をしているところである。こうした状況は、国や他

の自治体でも当然あるわけだが、国においては、平成 28 年以降、政省令以下の改正においては、この改め文方式というものを、次の表のように改正するというような表記を付して行う新旧対照表そのものを議案書とする新旧対照表方式というものに変更し始めていて、現在ではすべての省庁で、新旧対照表方式というものが取り入れられている。また、十勝管内では更別村がこの新旧対照表方式というものを採用しており、こういった動向はわかりやすさ、そして議案書本体と別冊資料を見比べながらという手間が省けるというようなことなどから、各自治体でも広がりつつあるという状況となっている。本町においても、条例改正の議案書のつくりを新旧対照表方式に変更したいと考えているところである。具体的に新旧対照表の議案書とはどのようなものになるかご理解いただくために、新旧対照表方式変更後のイメージとする資料のほう、本日お配りしている右上のほうに赤字で出ているイメージと書かれたものである。議案第●●号と記載をされたものが議案書の 1 枚目となっている。ページをめくっていただきたいと思う。2 枚目のほうには、2 行目のところに出てきているが、条例の一部を次のように改正すると書かれ、更にその次の行では、次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正すると文言が付いていて、この後に新旧対照表がずらっと続いていく。2 枚目以降このような作りになるというものを議案書本体とするところである。本定例会においても、水道関連の条例改正を改め文方式で提出しているところだが、各議員の皆様のご了解をいただける場合は、本年の 9 月、次期の定例議会以降に提出する議案から新旧対照表方式で変更したものを議案書とさせていただきたいと考えているところである。なお、改め文方式のこの議案書の作成というのは、今ご説明した条例改正の他、一部事務組合等の規約の変更、また、過疎計画と言われるようなものの計画変更、こういった場面でも現在用いているところであるが、条例改正と同様に新旧対照表方式に変更をさせていただきたいと考えているところである。以上が私からの説明である。了解について、よろしくお願いします。

山下議長：只今、条例改正の方法の変更について説明があったところだ。特に質疑があれば受けたいと思う。

桜井議員：今この新旧対照表を何ページか見させてもらっているが、両方の中でこの「旅行命令」、この部分については前では「等」という字がついていると。そして、改正ではついてないと。これはどうしてついてないのかということ。両方の文章の中では等ということをそれぞれうたっているが、それが「等」を省く理由をちょっと説明して…。

総務課長：今回、お手元の方にお配りしたイメージは、イメージを掴んでもらうために作ったものである。例えばこういう部分ちょっと例が適切でない部分があって、第 4 条本文中に旅行命令等ということが新旧で残っている部分もあるからのご指摘かと思うが。例えば、改正前が「旅行命令等」であれば、第 4 条、見だし書き中「旅行命令等」を「旅行命令」に改めとかという文言を使ってやっていくのが改め文書ということで、この点についてはイメージという事である。

山下議長：その他、この方式変更に関わって質疑があれば受けたいと思う。

（「なし」という声あり）

山下議長：それでは町長提案の部分については、①、②それぞれ終了したので、ここで暫時休憩をする。

【休憩 13：27（執行側退席）】

【再開 13：27】

(2) 意見書案の協議について

- ①国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書（案）
- ②令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）
- ③2026年度地方財政の充実・強化に関する意見書（案）
- ④義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書（案）
- ⑤道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）
- ⑥ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）

山下議長：再開する。続いて、意見書案の協議について①、②、③、④、⑤、⑥とある。これについて、各所管の委員長から、説明が必要な事項があれば説明をお願いします。総務産業常任委員会からお願いします。

総務産業常任委員長（川上均）：特にない。

厚生文教常任委員長（田村幸紀）：それでは、厚生文教のほうから1点、議案で配付された請願の内容と意見書で、若干削った部分あるのでご報告する。④番の「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書」の「記」の後が全部で5項目になっているのが請願の中身では6つあった。その中で1つ削ったのを今読み上げるが、「教育を受ける権利を保障するため、朝鮮学校の授業料無償化適用除外撤回を実現するよう要請する」という部分を委員会のほうで審議をして削っている。朝鮮学校が、学校法人朝鮮学園が運営する認可学校ということで、日本の学校教育法上の学習指導要領に基づいていない学校であるというところが、我々の委員会の中での議論となって、今回これは外しているということで意見書の中の提出が「記」以下6個の請願の要請あったのだが、5個に変更して意見書を提出するとした。以上である。

山下議長：只今、厚生文教常任委員長から請願の中での記の中の4番目、これを今回は削ったという、そういった意見書になっているということを含めてをお願いします。それではそういうこういった内容で意見書を提出することによろしいか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

山下議長：それでは道議長会からの要請部分も含めて、このように進めて参りたいと思う。

(3) その他

①議員会の事業について

山下議長：続いて、その他の項目に入る。議員会の事業について報告がある。議員会長。

議員会長（西山輝和）：（議員会事業についての連絡事項について説明）

山下議長：議員会の事業について報告があった。皆様方、議員会事業の出欠の関係今あったけれども、こういった方向で進めるのでよろしくをお願いします。その他お持ちの方がいらっしゃらなければ、これで全員協議会を終了する。

【開会 13:34】